

令和4年9月22日

津山市建設工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市総務部契約監理室

## 建設工事に係る入札制度の見直しについて（お知らせ）

津山市の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、令和4年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

### 1. 工事に関する低入札調査価格制度について

#### 1) 低入札調査価格の設定方法の変更

現 行	変 更 後
低入札調査価格は、次の(1)～(4)の合計額（10万円未満切り捨て）とする。 ただし、予定価格（税抜）の10分の7.5（10万円未満切り上げ）から10分の9.2（10万円未満切り捨て）の範囲内 (1) 直接工事費×97% (2) 共通仮設費×90% (3) 現場管理費×90% (4) <u>一般管理費×55%</u> 建築工事は、※1のとおり	低入札調査価格は、次の(1)～(4)の合計額（10万円未満切り捨て）とする。 ただし、予定価格（税抜）の10分の7.5（10万円未満切り上げ）から10分の9.2（10万円未満切り捨て）の範囲内 (1) 直接工事費 ×97% (2) 共通仮設費 ×90% (3) 現場管理費 ×90% (4) <u>一般管理費等×68%</u> 建築工事は、※1のとおり

※1 建築工事については、上記表中の直接工事費の額は、発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）を減じた額とし、上記表中の現場管理費の額は、発注者の設計図書における現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とします。

#### 2) 低入札調査の基本方針の変更

現 行	変 更 後
(1) 直接工事費の92%以上 (2) 共通仮設費の85%以上 (3) 現場管理費の85%以上 (4) <u>一般管理費の50%以上</u> 建築工事は、※2のとおり	(1) 直接工事費の92%以上 (2) 共通仮設費の85%以上 (3) 現場管理費の85%以上 (4) <u>一般管理費等の63%以上</u> 建築工事は、※2のとおり

※2 建築工事については、次のとおりとします。

- ・上記表中の直接工事費の額は、入札価格の見積設計書及び発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）をそれぞれ減じた額とします。
- ・上記表中の現場管理費の額は、入札価格の見積設計書及び発注者の設計図書における現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額をそれぞれ加えた額とします。

【問合わせ先】

津山市総務部契約監理室

TEL 0868-32-2019